

国土交通省建設業課でございます。

労務費転嫁指針の改正に関する周知でございます。公正取引委員会と内閣官房では、

労務費転嫁指針の策定後に公正取引委員会で実施した調査結果等を踏まえて
「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」等を追加するとともに、令和8年
1月1日

に施行される

「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法
律」(同法)

の施行により「下請代金支払遅延等防止法」は

「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に
関する法

律」(略称:中小受託取引適正化法 通称:取適法)に改められます。)を踏
まえて

記載内容の見直しを行い、併せて、その他所要の修正を行うこととし、労務
費転嫁指

針を改正することとしました(令和8年1月1日付)。

昨年12月26日(金)に指針の改正について公表し、下記ウェブサイトに掲
載しております

ますので、建設業関係団体の皆様におかれましては会員企業の皆様にお知ら
せいただ

けると幸いです。

○労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(公正取引委員会)

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

○(令和7年12月26日)「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指
針」の改正について

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/202512_roumuhi.html